

論点 参考資料

1. 一元管理関係

(1) 一元管理プロセスの具体的あり方

- 幹部職員等の規模
- 各府省の人事権（任免権）行使の流れ

(2) 公募の具体的あり方

- 官民人材交流に係る各制度（概要）
- 民間から国への職員の受入状況

2. 国家戦略スタッフ・政務スタッフ

- 内閣・内閣総理大臣を補佐する体制（内閣官房）
- 内閣官房において内閣・内閣総理大臣を支える主な職
- 各省において大臣を支える主な職

幹部職員等の規模

本省幹部職員等の規模は、概ね以下のとおり。

- ①次官・局長級：約220、②審議官級：約380、
- ③本省課長級：約1,600、④企画官級：約2,200

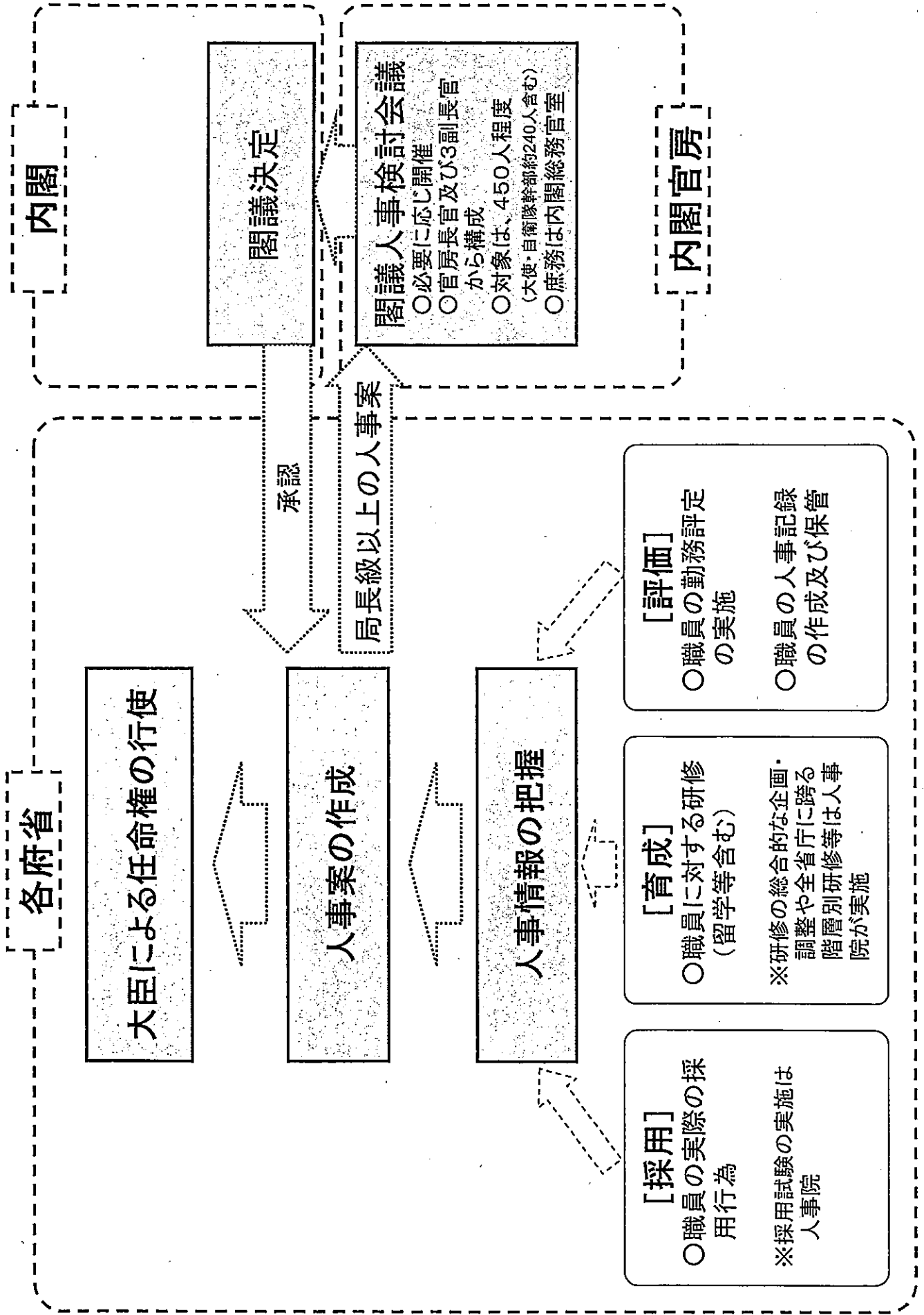
	本省内部部局	全体
指定職		
次官・局長級	約220	約280
審議官級	約380	約690
本省課長・企画官級		
本省課長級	約1,600	約2,600
企画官級	約2,200	約6,600
全職員合計	約40,000	約320,000

(注1)本省内部部局には外局を含む (注2)上記数字には防衛省を含む
(出典)総務省の資料に基づき行革事務局が作成

I 種試験採用者(在職職員)		約15,000
I 種採用(年)	約600	約600
II 種試験採用者(在職職員)		約48,000
II 種採用(年)	約450	約2,800

(出典)人事院の資料に基づき行革事務局が作成

各府省の人事権(任命権)行使の流れ



官民人材交流に係る各制度(概要)

区分	根拠法令等	概要								備考 (採用等人数)
		導入時期	概要等	身分	任期	給与	年金	医療	雇用保険	
採用	公務活性化のための民間人材の採用 人事院規則1-24	平成10年4月	公務活性化のための民間人材の採用	国の職員	なし	国が支給	国共済	国共済	適用除外	平成19年度 236人
	任期を定めた職員 任期付職員法	平成12年11月	一般職の職員(研究業務以外)として専門的知識経験を有する者の採用	国の職員	5年以内	国が支給	国共済	国共済	適用除外	平成19年度 257人
	任期付研究員 任期付研究員法	平成9年6月	研究業務従事者として専門的知識経験を有する者を採用	国の職員	【招へい型】 原則5年以内(7年又は10年まで可)	国が支給	国共済	国共済	適用除外	平成19年度 19人
					【若手育成型】 原則3年以内(5年まで可)					平成19年度 27人
研究プロジェクト 人事院規則8-12	平成4年7月	研究プロジェクト(5年以内)に従事する者の採用	国の職員	研究事業終了まで(5年以内)	国が支給	国共済	国共済	適用除外	平成19年度 0人	
双方向	官民人事交流 官民人事交流法	平成12年3月	国と民間企業の人事交流を通じて組織の活性化と人材育成を図る	交流採用 国の職員(退職型)	原則3年以内(5年まで可)	国が支給	国共済	国共済	適用除外	平成19年 31人
				交流採用 国の職員(雇用継続型)	原則3年以内(5年まで可)	国が支給	国共済	国共済	適用除外(特例あり)	
				交流派遣 民間企業従業員(国の身分を保有)	原則3年以内(5年まで可)	派遣先企業が支給	国共済	健康保険	適用除外	平成19年 22人
派遣	法科大学院への派遣 法科大学院派遣法	平成16年4月	裁判官、検察官等を法科大学院へ教員として派遣	派遣先の地位を取得(国の身分を保有)	原則3年以内(5年まで可)	派遣先が支給(派遣給あり)	【国立・私 国共済 【公立】 地共済(て の場合、 期間は通 管)	【国立】 国共済 【私立】 健康保険、 私学共済 【公立】 地共済	適用除外	平成19年度 33人
	研究休職 人事院規則1-4	(共同研究休職は昭和61年11月)	職務に関連する学術等の調査・研究・指導のための業務に従事(学校、病院、研究所等)	派遣先の地位を取得(国の身分を保有)	原則3年以内(5年まで可)	派遣先が支給(休職給あり)	国共済	国共済	適用除外	平成19年7月1日現在 休職者数 325人
退職	退職出向 なし	—	公庫等	公庫等職員	なし	公庫等が支給	国共済	健康保険	適用	平成18年度 3,708人

注1 上記の他に、研修、啓発として、国の職員が民間企業の業務を体験

2 国共済は、「国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)」を、地共済は、「地方公務員共済組合法(昭和37年法律第152号)」を、私学共済は、「私立学校職員共済組合法(昭和28年法律第245号)」を指す。

民間から国への職員の受入状況

(平成19年8月15日現在)

	総 数	一定期間国家公務員に受け入れている者							期間を限らずに国家公務員に受け入れている者
		民間企業等から受け入れている者	民間企業			弁護士・公認会計士等	大学教授等	左記以外の民間から受け入れている者	
			常勤	非常勤					
内閣官房	190	60	60	1	59	0	0	36	94
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	130	74	68	12	56	5	1	56	0
総務省	176	31	28	6	22	2	1	145	0
法務省	77	11	0	0	0	10	1	9	57
外務省	180	107	95	80	15	9	3	73	0
財務省	139	49	25	6	19	23	1	21	69
文部科学省	110	29	25	4	21	0	4	46	35
厚生労働省	386	48	30	4	26	0	18	19	319
農林水産省	144	28	25	15	10	3	0	106	10
経済産業省	553	388	317	277	40	61	10	84	81
国土交通省	231	128	125	106	19	1	2	95	8
環境省	23	8	7	0	7	1	0	10	5
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	3	0	0	0	0	0	0	3	0
金融庁	236	94	36	25	11	57	1	27	115
宮内庁	3	0	0	0	0	0	0	0	3
公正取引委員会	40	11	0	0	0	11	0	2	27
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会計検査院	13	6	3	2	1	3	0	7	0
人事院	5	1	1	1	0	0	0	1	3
計	2,639	1,073	845	539	306	186	42	740	826

注)民間とは、国、地方公共団体、特定独立行政法人及び日本郵政公社以外のものをいいます。

内閣官房において内閣、内閣総理大臣を支える主な職※1

	内閣官房長官	内閣官房副長官	内閣官房副長官補	内閣総理大臣 補佐官	内閣総理大臣 秘書官	内閣審議官	内閣参事官	内閣事務官
役割	内閣官房の事務を統轄し、所部の職員の仕事につき、これを統督する。	内閣官房長官の職務を助け、命を受けて内閣官房の事務をつかさどる。あらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合その職務を代行する。	内閣官房副長官、内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務を掌理する。	内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣に建言する。内閣総理大臣の命を受けて、内閣総理大臣に意見を具申する。	機密に関する事務を掌り、又は臨時に命を受け内閣官房その他関係各部署の事務を助ける。	内閣官房副長官補を助け、命を受けて、内閣官房副長官補の掌理する事務のうち重要事項に係るものに参画し、及びその事務の一部を総括整理する。	内閣官房副長官補を助け、命を受けて内閣官房副長官補の掌理する事務の一部をつかさどる。	命を受けて内閣官房の事務を整理する。
任命権	内閣総理大臣	内閣(内閣総理大臣の申出)	内閣(内閣総理大臣の申出)	内閣(内閣総理大臣の申出)	内閣総理大臣	内閣総理大臣(課長補佐相当職以上)	官房長官(係長相当職以下)	
特別職・一般職の別		特別職公務員						
任用方式	政治任用(国務大臣をもって充てる)							
身分保障	なし							
政治的行為の制限	なし							
定数	1人	3人	3人	最大5人	6人	20人(併任者を除く)。ただし、そのうち6人は、内閣総理大臣が特に必要と認められる場合に置かれる。	54人(併任者を除く)。ただし、そのうち14人は、内閣総理大臣が特に必要と認められる場合に置かれる。	716人(内閣参事官、内閣参事官を含む)。そのうち、40人は特に必要と認められる場合に置かれる。
主な出身 ※2	国会議員	国会議員 元職業公務員	元職業公務員	国会議員 元職業公務員 民間人	政務秘書官以外は 職業公務員	職業公務員(各府省からの出向が大部分)		

※1 便宜上、内閣危機管理監、内閣広報官、内閣情報官、内閣総務官に関する事項を除いている。

※2 主な出身は実態上のもの。

国務大臣(官房長官)、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官は、国会議員の兼職が可能(国会議員の兼職ができる職は国会法(第39条)で限定されている)。

各省において大臣を支える主な職

役割	副大臣	大臣政務官	秘書官	秘書官 (事務取扱)	事務次官	省名審議官等	局長等	その他職員
	大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理する。あらかじめその省の長である大臣の命を受けて、大臣不在の場合その職務を代行する。	大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する。	大臣の命を受け、機密に関する事務を掌り、又は臨時の命を受け各部局の事務を助ける。	国家行政組織法上の秘書官に加え、各省ごとに事務取扱秘書官が実態として置かれている。	大臣を助け、省務を整理し、各部局及び機関の事務を監督する。	命を受けて、省の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。	【局長】 局の所掌事務を掌理する。 【局長に準ずる職】 官房及び局の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する。	職務を遂行するに ついて、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従う。
任命権	内閣(大臣の申出)	内閣総理大臣(大臣の申出)	大臣	大臣	大臣(内閣の承認が必要)			大臣
特別職・一般職の別	特別職公務員	特別職公務員	特別職公務員	一般職公務員	一般職公務員	一般職公務員		
任用方式	政治任用	政治任用	政治任用	成績主義による任用	成績主義による任用	成績主義による任用		
身分保障	なし	なし	なし	あり	あり	あり		
政治的行為の制限	なし	なし	なし	あり	あり	あり		
定数	各省ごとに定められた数(1~3人)	各大臣に1人	各大臣に1人	数人(各省定員の内数)	各省に1人	各省ごとに定められた数(0~4人)	各省ごとに定められた数	
主な出身※	国会議員	国会議員秘書等	国会議員秘書等	職業公務員	職業公務員	職業公務員		

※ 主な出身は実態上のもの。
副大臣、大臣政務官は国会議員の兼職が可能(国会議員が兼職できる職は国会法(第39条)で限定されている)。